

瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 3 月 26 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市条例第 4 号

瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成 20 年瀬戸市条例第 22 号）の一部を改正する条例を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(議員報酬の額)</p> <p>第 2 条 議長等の議員報酬月額は、次に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>議長 <u>550,000円</u></p> <p>副議長 <u>482,000円</u></p> <p>議員 <u>452,000円</u></p>	<p>(議員報酬の額)</p> <p>第 2 条 議長等の議員報酬月額は、次に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>議長 <u>552,000円</u></p> <p>副議長 <u>483,000円</u></p> <p>議員 <u>453,000円</u></p>

附 則

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。